

扶桑商工通信

令和5年2月号

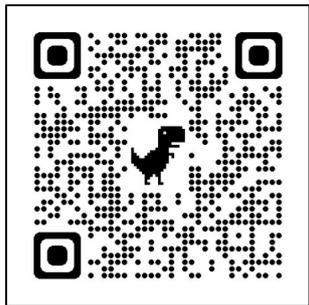
発行 扶桑町商工会

地域振興券換金、切迫る

扶桑町では、新型コロナウイルス感染症の影響及び原油価格高騰からくる物価上昇する中、町内における消費を喚起することにより地域経済の活性化を図る為、昨年10月より「扶桑町産業かがやき地域振興券」を発行しております。

当振興券使用期間である本年1月31日（火）が過ぎ、残すは換金のみとなりました。取扱店の換金期間は本年2月24日（金）迄となっております。切当日は混雑が予想されますので、スケジュールに余裕をもって換金申請に向かいます。申請場所は扶桑町産業環境課になりますので、お間違いなく。

扶桑町産業かがやき地域振興券
QRコード



問い合わせ：扶桑町産業環境課
TEL：0587-93-1111



女性部クリスマスコンサート当日集合写真

女性部クリスマスコンサート大盛況

昨年12月25日（日）扶桑町文化会館にて、扶桑町商工会女性部主催のクリスマスコンサートが開催されました。当事業では女性部加藤副部長（㈱ツアーステーション）によるヨーロッパのクリスマスについてプレゼンを用いたお話に合わせ、カルテットクオーレが奏でるクリスマスメドレー等プログラムのコンサートが行われました。

当日は早朝に雪が降るアクシデントに見舞われるも、会場は満席となり、女性部皆さんの活躍により大盛況を収めることができました。主催者代表の女性部倉地部長（㈱くらち）からは「女性部初の試みでしたが、皆さんのお力により大成功となりました。ありがとうございます。」と

挨拶がございました。

補助金個別相談会予約枠残りわずか

昨年6月より高橋広貴中小企業診断士を招き、補助金等個別相談会を実施。当相談会は、扶桑町商工会会員が利用できる月に一度の無料個別相談会で、電話による完全予約制。補助金申請のみに限らず、経営計画のブラッシュアップ等、様々な経営課題に対し専門家の観点から解決を試みる機会として活用され、今年度、延24名の事業者から相談がありました。

現在2月相談会の予約枠も満席となっており、本年度最後の相談会は3月17日（金）午後1時～午後4時を予定。相談希望の方は扶桑町商工会迄お電話下さい。（0587-93-5111）※先着順にて受付。



補助金個別相談会当日写真

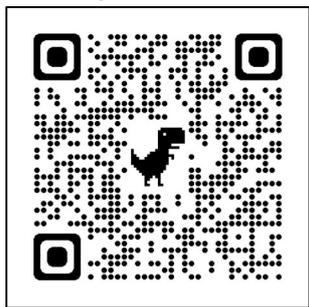
扶桑町テレワーク導入等支援補助金 切間近

扶桑町では新しい生活様式への対応や中小企業の従業員の確保・定着を推進し、多様な人材活用を促進するため、テレワークの導入等に取り組み中小企業者又は小規模企業者、小企業者に対し、テレワークの導入等を実施する導入経費の一部を補助しております。交付金額は補助対象経費の3/4（10万円上限）

HPに記載されている概要を見ると①申請前に購入したものは補助対象外であること、②新たに実施するテレワーク等の導入であることの2点に注意が必要です。2月末までに申請及び実施（購入）を済ませなければならぬ為、申請予定の方はお急ぎ下さい。様式や対象経費の詳細は役場HPに留意あり。詳しくは扶桑町役場産業環境課迄。

扶桑町テレワーク導入等支援補助金

QRコード



問い合わせ：扶桑町産業環境課

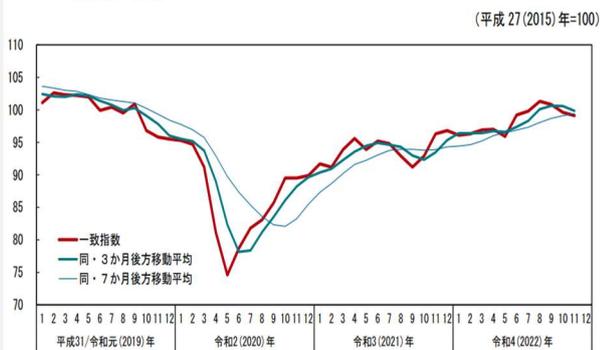
TEL：0587-93-1111

地域経済動向報告

景気動向指数、あいちの景気動向指数より参照。令和4年11月分景気動向指数が本年1月11日に掲載された。一致指数に関して前月比及び3か月後方移動平均は減少するも、7か月後方移動平均は13ヵ月連続の上昇となり、景気動向指数（CI一致指数）は改善を示している。詳しくは扶桑町商工会HP。

(<http://www.fusoci.jp/cyousa/cyousa.html>)

一致指数の推移



安心 安全

国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

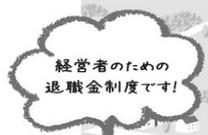
■ 契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

■ 共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※ 詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください



独立行政法人 中小企業基盤整備機構

小規模共済

検索

TEL:050-5541-7171 (共済相談室)